

第 5252 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 6月23日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## 所得拡大促進税制

**Q**：所得拡大促進税制の要件を判定する場合の雇用者は、雇用保険に加入していなければなりませんか？

**A**：雇用保険への加入は要件になっていません。

### 【解説】

所得拡大促進税制は、次の要件を満たす場合に支給増加額の10%(中小企業は20%)の税額控除が受けられるという制度です。

- ①雇用者給与等支給額が基準雇用者給与等支給額に比して2%以上増加したこと
- ②雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること
- ③平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えること

平均給与等支給額とは、適用年度の継続雇用者給与等支給額を給与等月別支給対象者の数を合計した数(延べ継続雇用者数)で除して計算した金額をいい、比較平均給与等支給額は、前事業年度の継続雇用者資格給与等支給額を延べ継続雇用者数で除して計算した金額をいいます。

また、この場合の継続雇用者とは、適用年度及び前事業年度において給与等の支給を受けた国内雇用者をいい、パートやアルバイトも含まれることとなっています。

ところで、ご質問は正社員やパート等一般被保険者に該当する者がいるけど、雇用保険に加入していない場合は、対象になるのかということかと思いますが、加入していなくても対象に含めることはできます。

